

保護観察対象者等雇用加点の確認書類について

(平成28年度市内建設業者の資格審査の場合)

- ・ 京都保護観察所が発行する保護観察対象者等雇用に関する証明書の写し（発行日が平成28年2月1日以降のもの）を提出してください。
- ・ 他都道府県の保護観察所が発行する証明書は加点対象とはなりません。
- ・ 証明書の主な発行要件は以下のとおりです。
 - ① 平成28年1月31日（以下「基準日」という。）時点で京都保護観察所に協力雇用主登録がしてあること。
 - ② 同一の保護観察対象者等との直接的かつ恒常的な雇用関係が基準日時点で3ヶ月以上継続していること。
- ・ 協力雇用主の登録及び保護観察対象者等雇用に関する証明書の発行に係る詳細は、京都保護観察所（TEL: 075-441-5141）へお問い合わせください。

平成27年5月
舞鶴市契約検査室契約課
TEL:0773-66-1065